○パワー・ハラスメントの防止等に関する規則

（2022年3月23日制定）

改正　2023年3月6日改正　2024年1月15日改正

（目的）

第1条　この規則は、パワー・ハラスメントが、基本的人権を侵害する行為であることから、東京弁護士会（以下「本会」という。）の弁護士会員及び外国法事務弁護士特別会員（以下「会員等」と総称する。）がパワー・ハラスメントを行うことを防止し、もって、会員等の良好な業務環境及び本会内の良好な職場環境並びに本会及び会員等の品位及び信用を維持確保することを目的とする。

（定義）

第2条　この規則において「パワー・ハラスメント」とは、職務上の地位、人間関係等の優位性を背景に、業務上適正な範囲を超えて、精神的又は身体的な苦痛を与える言動であって、それに対する対応によって業務遂行上一定の不利益を与えるもの又は就業環境を悪化させるものをいう。

（パワー・ハラスメントの禁止等）

第3条　会員等は、会員等の事務所等における活動並びに本会、日本弁護士連合会及び関東弁護士会連合会における会務活動その他の職務に関する一切の活動（以下「弁護士としての活動等」という。）において、パワー・ハラスメントをしてはならない。

2　会員等は、パワー・ハラスメントのない良好な業務又は職場環境を整えるよう努めなければならない。

3　会員等は、第11条の担当相談員及び苦情相談等の申出を受けた外部専門相談員又は第12条のハラスメント調査委員会からの事情聴取を受け、又は協力を求められたときは、誠実に対応するよう努めるものとする。

（不利益取扱いの禁止）

第4条　会員等は、パワー・ハラスメントについて、拒否、抗議、第8条に規定する苦情相談（以下「苦情相談等」という。）の申出その他の正当な対応をした者に対し、正当な対応をしたことを理由として賃金、任用その他についていかなる不利益な取扱いもしてはならない。苦情相談等の申出に係る調査に協力した者に対しても、同様とする。

（指針の策定及び周知）

第5条　会長は、会員等によるパワー・ハラスメントの発生を防止するため、会員等が認識すべき事項等に関する指針を策定し、これを会員等に周知しなければならない。

（パワー・ハラスメントの防止及び指導等）

第6条　会長は、パワー・ハラスメントを未然に防止するよう努めなければならない。

2　会長は、必要と認めるときは、会員等への指導その他パワー・ハラスメントに起因する問題の迅速な処理に当たらなければならない。

（研修）

第7条　会長は、会員等に対する新規登録弁護士研修及び倫理研修を実施する際に、パワー・ハラスメントの防止に関する事項を含めなければならない。

2　各年度の会長及び副会長は、就任に際し、パワー・ハラスメントの防止に関す

る研修を受けなければならない。

（苦情相談等の申出）

第8条　会員等から弁護士としての活動等においてパワー・ハラスメントを受けた者（会員等、司法修習生、本会の職員、会員等が雇用する職員、依頼者等をいう。）による苦情相談等の申出については、性を理由とする差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則（以下「性を理由とする差別的取扱い等防止規則」という。）第7条の規定を準用する。

（情報提供に基づく苦情相談等）

第9条　会員等によるパワー・ハラスメントを発見した者は、口頭、文書その他適当な方法により、性を理由とする差別的取扱い等防止規則第7条第1項各号に掲げる機関に対し、当該パワー・ハラスメントを通報することができる。

2　前項に規定する通報を受けた機関は、性を理由とする差別的取扱い等防止規則第10条第1項のハラスメント防止委員会（以下「委員会」という。）の委員長（以下「委員長」という。）に報告を行う。委員長は、当該パワー・ハラスメントを受けたとされる者（会員等、司法修習生、本会の職員、会員等が雇用する職員、依頼者等をいう。以下同じ。）に対して苦情相談等の申出の利用を促すか否かについて委員会に諮るものとし、委員会において利用を促すことを決定した場合は、通報を受けた機関を通じて苦情相談等の申出の意向の有無を確認する。通報を受けた機関は、確認結果を委員長に報告する。

3　前項の規定により当該パワー・ハラスメントを受けたとされる者から苦情相談等の申出があったときは、前条の規定により相談を行う。

（相談員名簿の作成及び相談員の任期等）

第9条の2　相談員名簿の作成及び相談員の任期等については、性を理由とする差別的取扱い等防止規則第8条の規定を準用する。

（外部専門相談員への苦情相談等）

第10条　相談員に対する相談に代えて、相談者は、本会が委託する外部相談窓口において、外部専門相談員に対して、苦情相談等の申出を行うことができる。

（担当相談員等の任務、苦情相談等の申出方法及び相談員名簿の周知）

第11条　担当相談員及び苦情相談等の申出を受けた外部専門相談員の任務については性を理由とする差別的取扱い等防止規則第9条の規定を、苦情相談等の申出方法及び相談員名簿の周知については同規則第9条の2の規定を準用する。

（委員会の組織並びにハラスメント調査委員会及びその組織、調査、任務等）

第12条　委員会の組織については性を理由とする差別的取扱い等防止規則第10条の規定を、相談者による調査の申立てがなされた場合に委員長が設置するハラスメント調査委員会の組織、調査、任務等については性を理由とする差別的取扱い等防止規則第10条の2から第11条の2までの規定を準用する。

（会長による通知、措置等及び委員会の記録の保管等）

第12条の2　会長による通知、措置等については性を理由とする差別的取扱い等防止規則第12条の規定を、調査に係る記録の保管等については性を理由とする差別的取扱い等防止規則第15条の規定を準用する。

（相談員及び調査担当委員が留意すべき指針の策定）

第13条　会長は、苦情相談等に当たって相談員及び調査担当委員が留意すべき事項に関する指針を作成し、相談員及び調査担当委員は、苦情相談等への対応に当

たっては、指針に沿って、これを行うものとする。

（秘密保持）

第14条　委員、外部専門相談員及び担当事務局は、懲戒手続等正当な理由がある場合のほか、苦情相談等への対応の過程で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。退任後も同様とする。

（副会長及び副委員長の代行）

第15条　副会長及び委員会の副委員長の代行については、性を理由とする差別的取扱い等防止規則第16条の規定を準用する。

（委員会の活動内容等）

第16条　委員会の活動内容等については、性を理由とする差別的取扱い等防止規則第17条の規定を準用する。

（細則）

第17条　この規則を実施するために必要な事項は、会長が別に定めることができる。

附　則

この規則は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日（2022年4月14日）から施行する。

附　則(2023年3月6日改正)

第1条、第3条第1項、第8条第1項、第9条第2項、第11条、第12条及び第14条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日（2023年3月16日）から施行する。

附　則(2024年1月15日改正)

第3条の見出し並びに同条第1項及び第3項（新設）、第4条、第8条から第9条の2まで、第12条から第14条まで並びに第16条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日（2024年2月15日）から施行する。